

加須市物品購入等の契約に係る入札結果等の公表要領

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する物品の購入、印刷の請負、物品に係る賃貸借並びに建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託（以下「物品の購入等」という。）の契約に係る一般競争入札、指名競争入札並びに随意契約（以下「入札等」という。）の入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第 2 条 入札に関する公表主体は、入札事務を所掌する課とし、随意契約に関する公表主体は、事業担当課とする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第 3 条 入札事務を所掌する課は、当該年度において入札執行を予定している物品の購入等（市の行為を秘密にする必要があるものは除く。）の発注見通しに関する次に掲げる事項を、発注見通し一覧表(様式第 1 号)により毎年度 5 月 1 日までに公表するものとする。

(1) 件名、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期

2 事業担当課は、毎年度 1 回、10 月 1 日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、入札事務を所掌する課に報告するものとする。

3 入札事務を所掌する課は、前項により報告があったときは、変更後の当該事項を公表するものとする。

(資格者名簿の公表)

第 4 条 市長は、加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 22 年告示第 9 号）第 2 条第 1 項に規定する資格者名簿を

公表するものとする。

（入札等執行前の公表内容）

第 5 条 入札等執行前の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- （1） 入札等の執行予定日
- （2） 件名
- （3） 場所
- （4） 予定価格
- （5） 指名業者名又は見積者名（一般競争入札の場合を除く。）

2 前項における公表は、指名競争入札の場合にあっては指名通知後、随意契約にあっては見積依頼後に行うものとする。ただし、一般競争入札の場合にあっては公告をもって公表に代えるものとする。

（入札等執行後の公表内容）

第 6 条 入札等執行後の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- （1） 件名
- （2） 場所
- （3） 入札等の経過（入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額）
- （4） 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は契約金額）

2 前項における公表は、入札結果等の報告の決裁後、入札の場合にあっては、入札結果表（様式第 2 号）により、随意契約の場合にあっては、見積経過調書（様式第 3 号）により行うものとする。

（公表の方法）

第 7 条 公表方法については、入札にあっては入札事務を所掌する課における閲覧、インターネットの利用、埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システムの利用若しくは日刊新聞への掲載等によって公表するものとし、随意契約にあっては事業担当課における閲覧とする。

（公表の期間）

第 8 条 物品購入等の発注の見通しに関する事項の公表期間は、当該入札が終了した年度の 3 月 31 日までとする。

2 資格者名簿の公表期間は、参加資格の有効期間の終了までとする。

3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して 1 年間が経過した年度の 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、入札結果等の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の加須市物品の購入等の契約に係る入札結果等の公表要領（平成 20 年 4 月 1 日施行）、加須市建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成 10 年 9 月 1 日施行）、騎西町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する規則（平成 13 年騎西町規則第 14 号）、北川辺町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する規則（平成 20 年北川辺町規則第 306 号）又は大利根町建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成 14 年 11 月 1 日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日部長決裁）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。